

# 川越市立図書館管理規則の一部を改正する規則（案）について

平成 22 年 5 月

教育総務部 中央図書館

## 1 趣旨と内容

川越市立図書館では、従来祝日に開館した振替として翌日（月曜日と祝日が重なった場合には翌々日も）を休館日としておりましたが、今後は原則として振替休館日を設けず開館したいと考えております。ただし、祝日法で月曜日が祝日と定められている成人の日、海の日、敬老の日、体育の日については翌火曜日を休館日とさせていただく予定であります。これにより、平成 22 年度は従来よりも 16 日間開館日数が増えることとなります。

これと同時に、図書の貸出冊数の上限を 5 冊から 10 冊へと増やし、土曜日の閉館時間を休日の時間帯に変更（中央図書館、西図書館及び高階図書館：19:00 18:00、川越駅東口図書館：21:00 19:00）したいと考えております。これは利用実態を踏まえ、効率よくサービスを提供するために取らせていただく措置であります。

以上の点について変更するため、川越市立図書館管理規則の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の条文

川越市立図書館管理規則において規定されており、改正を行おうとしている条文は以下のとおりです。

（改正予定条文）

- ・休館日 （第 3 条）
- ・利用時間 （第 4 条）
- ・個人貸出し （第 8 条）
- ・配本所及び分室 （第 10 条）

## 3 施行期日

「川越市立図書館管理規則」は、平成 22 年 7 月 1 日から施行します。